

# 利用調整基準表

一保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことです。

## <優先順位の決定方法>

- (1)「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。
- ①「1 基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。複数の状況に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。
  - ②「2 調整点数」は、「保育士」「保護者の障害」「その他」の類型についてのみ、父母双方が該当する場合は、該当欄の2倍の点数を加点します。それ以外の場合は、同一類型を2倍して加点することはできません。
  - ③ひとり親の場合は、当該ひとり親の「1 基本点数」に、「2 調整点数」の「ひとり親」を加点します。
  - ④「1 基本点数」「2 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。
- (2)「基本点数+調整点数」が同一点数で並んだ場合は、「3 同一点数で並んだ場合の優先基準」に基づき、利用する児童を決定します。

## 1 基本点数

類 型		状 況	父	母
就労	居宅外労働	居宅外で労働している場合(月の労働時間が120時間以上)	100	100
		居宅外で労働している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	60	60
	居宅内労働	居宅内で労働している場合(月の労働時間が120時間以上)	95	95
		居宅内で労働している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	55	55
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産前後8週間)	/	85
疾病、負傷 障害	疾病、負傷	疾病又は負傷している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	100	100
		疾病又は負傷している場合(居宅内で安静を要する状態)	80	80
		疾病又は負傷している場合(上記以外)	35	35
	精神又は身体の障害	精神又は身体に障害を有する場合(身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合)	75	75
精神又は身体に障害を有する場合(上記以外)		30	30	
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合(入院加療又は安静を要する状態)	70	70
		同居の親族を常時介護、看護している場合(上記以外)	25	25
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	60	60
		現に求職活動を行っている場合(上記以外)	15	15
就学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	20	20
児童虐待・配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

## 2 調整点数

類 型	状 況	父	母
卒園児(3歳未満児)	乳児専門保育所及び地域型保育事業の卒園児を入所させる場合(地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設へ入所する場合に適用。)	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	200	
保育士	保育士として市内の保育所等で就労予定(内定者)、又は現に就労している場合(月の労働時間が120時間以上)	100	100
	保育士として市内の保育所等で就労予定(内定者)、又は現に就労している場合(月の労働時間が60時間以上120時間未満)	50	50
育児休業復帰 (「きょうだい児」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。)	休業開始前に入所していた児童を同一の保育所等に入所させる場合	75	
	休業開始前既に入所していたきょうだい児と同一の保育所等に入所させる場合	75	
	上記以外で、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合	70	
きょうだい児 (「育児休業復帰」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。)	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	70	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等に入所させる場合	70	
	新たにきょうだい児を同一の保育所等に入所させる場合	70	
保護者の障害 (基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。)	精神又は身体に障害を有する場合(身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合)	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合(上記以外)	5	5
同居親族の介護、看護 (基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。)	同居の親族を常時介護、看護している場合(入院加療又は安静を要する状態)	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合(上記以外)	5	
入所児童の障害	入所申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
同居親族が保育可能	同居している16歳以上65歳未満の親族が、入所申込みをしている児童を保育できる場合	▲ 10	
転園 (転居又は転勤による転園希望の場合に限る。)	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

## 3 同一点数で並んだ場合の優先基準

段 階	優 先 基 準
第1段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに入所待ちしている期間が長い方を優先する。
第2段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数(父母の基本点数を合計したもの)を比較し、点数が高い方を優先する。
第3段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。
第4段階	同居している16歳以上65歳未満の親族が保育可能な世帯よりも、そうでない世帯を優先する。